

令和元年 地方分権改革に関する提案募集

障害児入所施設における重度障害児支援加算費の 適用に係る施設基準の見直し

62

令和元年7月
指定都市市長会(岡山市)



提案の概要

現状

障害児入所施設(福祉型)において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準を満たす必要がある。

- ・重度障害児入所棟を設ける。
- ・入所棟の定員20名以上とする。
- ・居室については1階に設ける。 等

③

支障事例

一方、障害児入所施設において、小規模グループケア化を進めており、国においても小規模グループケア化の推進を示しているところだが、上記の施設基準(重度障害児入所棟の定員20名以上等)があるため、小規模グループケアでは重度障害児を受け入れても、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。

提案

重度障害児入所棟の施設基準を見直し、「重度障害児支援加算」が支援度に係る要件に該当する全ての障害児に対して算定できるようにする。

加算の概要(福祉型障害児入所施設)

64

	重度障害児支援加算	小規模グループケア加算
報酬	<p>重度の障害児が、その保護指導のための一定の基準を満たす施設を利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置 43,470円 / 月 ~ 60,370円 / 月 ・契約 143単位 / 日 ~ 198単位 / 日 <p>いずれも障害種別等に応じている。</p>	<p>障害児に対して、小規模なグループによるケア(できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケア)を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置 75,280円 / 月 ~ 90,340円 / 月 厚生労働大臣が定める地域区分による ・契約 240単位 / 日
支援度に係る要件	<p>主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</p> <p>(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</p> <p>(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</p>	<p>小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)</p>
施設基準	<p>指導室、遊戯室、食堂(配膳室を含む。)、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接児童の保護指導にあたる職員の勤務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。</p> <p><u>障害児の居室については、1階に設けること。</u></p> <p>1室の定員は、4人以下、1人当たりの床面積は、4.95㎡以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人用居室の1室の床面積は6.6㎡以上 ・2人用居室の1室の床面積は9.9㎡以上 <p>便所の数は、男子5人につき各1以上、女子5人につき1以上</p> <p><u>重度障害児入所棟の定員は、概ね20人以上</u></p> <p>耐火建築物又は準耐火建築物</p> <p><u>重度障害児入所棟は、重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟</u></p> <p>重度障害児専用の屋外遊び場は、重度障害児入所棟に併設</p>	<p><u>小規模グループケアの各単位において、専任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること。</u></p> <p>小規模グループケアの各単位において、居室、居間、食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。</p> <p>加算の対象となる障害児の居室は、障害児1人当たりの床面積を4.95㎡以上とすること。</p> <p><u>小規模グループケアの単位の入所定員は、4人から8人までとすること。</u></p>

加算算定状況

重度障害児支援加算の支援度に係る要件に該当する障害児であるにもかかわらず、加算を算定できていない。

	入所者数	重度障害児支援加算		小規模グループケア加算	
	措置 + 契約	対象者数	算定者数	対象者数	算定者数
65 H29.3	57	18	10	18	18
H30.3	55	23	8	23	23
H31.3	56	25	11	32	32

福祉型障害児入所施設入所者数のうち、重度障害児支援加算及び小規模グループケア加算の算定者数(岡山市が決定したもの。)

小規模グループケア加算については、小規模のグループによるケアを行う必要があると都道府県等が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に算定できるものであるから、表において対象者数 = 算定者数とした。

障害児入所施設の機能

平成26年「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書より

発達支援機能	自立支援機能
<ul style="list-style-type: none">・重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応・幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境や個々に配慮した生活環境とすべき。・<u>小規模グループケアを推進するとともに、専門里親等の活用も含めて、より家庭に近い暮らしの場を提供する方向性の検討が必要。</u>	<ul style="list-style-type: none">・退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行就労へ向けた対応・施設退所後のアフターケアを行う相談支援などが考えられる。・重症心身障害児者への入所支援については、その特性から本人をよく知る職員が継続して関わられるように、児者一貫した支援が望ましい。
社会的養護機能	地域支援機能
<ul style="list-style-type: none">・被虐待児童等の対応。・子どもの心の傷を癒やして回復させるための専門的ケアの充実等が考えられる。・乳児院、児童養護施設等で暮らす障害児について、障害児支援の観点から何らかの支援が出来ないかについても検討を進めるべき。	<ul style="list-style-type: none">・在宅障害児及び家族への対応。・家庭復帰を目指した親子関係の再構築支援などが考えられる。・地域で生活する障害児の支援を行う視点から、一定目的をもった短期入所よりも長い期間の入所の制度的な裏付けを検討することも必要。

重度障害児支援加算の算定基準の問題点 (施設職員の視点から)

- ・重度障害児支援加算の算定に際しては「重度障害児入所棟」が設置されていることが前提となっている。
- ・「定員はおおむね20人以上とする」という基準は、暮らしの単位の小規模化、ユニット化をめざす場合に妨げになりかねない。
- ・「児童の居室を1階に設けること」という基準は、個人の特性への配慮であり、重度かそうでないかで決めるものではない。
- ・「重度障害児支援加算」が算定できないにもかかわらず、実際には全面的な介助を必要とする児童や、激しい行動障害、暴力行為への対応により、より多くの職員を必要としている状況にある。
- ・「小規模グループケア加算」は暮らしの環境と支援体制を評価した加算であり、「重度障害児支援加算」は対象児童の障害程度と支援の困難さに対する加算であると考えれば、異なる趣旨の加算がそれぞれ算定できないことは問題。
- ・重度障害児入所棟の設置を前提とする重度障害児支援加算の要件からは、重度と判定された障害児とそれ以外の障害児を分離して支援することが求められる。現在、福祉型障害児入所施設を利用する障害児の障害像や行動特性は多様化しており、重度障害児とそれ以外の障害児が混在して暮らしているケースも少なくない。
- ・障害程度や行動特性の異なる児童がともに暮らすことで、逆に思いやりや助け合いを助長する教育効果も期待される。

重度障害児支援加算の施設基準を見直すべき！！

提 案

「重度障害児支援加算」のうち以下の3要件について、施設の
小規模化に伴い、個室やユニットでの対応をしている場合には
不要とし、「重度障害児支援加算」が支援度に係る要件に該当
する全ての障害児に対して算定できるようにする。

【見直すべき要件】

重度障害児入所棟は、重度障害児以外の障害児が
入所する建物と別棟とする。

重度障害児入所棟の定員20名以上とする。

居室については1階に設ける。



改正の効果

施設基準を見直すことにより、小規模グループケアによる重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。

大規模な所で生活するよりも、小規模の方が、より生活環境が分かりやすくなり、本人にとっても生活しやすい。

障害程度や行動特性の異なる児童がともに暮らすことで、思いやりや助け合いを助長する教育効果も期待
→共生社会への実現

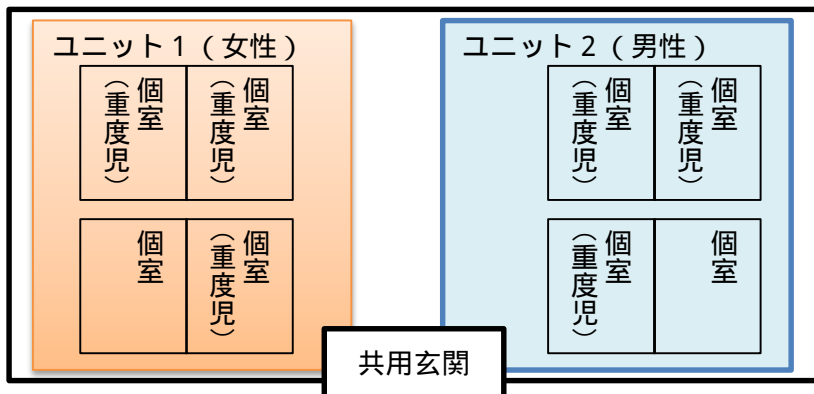
重度障害児支援加算を算定することで、より支援が必要な重度障害児に対して、より手厚い人員を配置することが可能。

69

< 施設基準見直し後のユニット例 >

重度障害児のみの重度障害児入所棟ではなく、重度障害児以外の障害児とのユニットであっても重度障害児支援加算の算定が可能となり、より充実した支援につながる。

< 1階 >



< 2階 >

